

国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 農学研究院長、工学研究院長、工学府長、農学府長、生物システム応用科学府長、連合農学研究科長、図書館長、大学教育センター長及び先端産学連携研究推進センター長</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 農学研究院長、工学研究院長、<u>グローバルイノベーション研究院長</u>、工学府長、農学府長、生物システム応用科学府長、連合農学研究科長、図書館長、大学教育センター長及び先端産学連携研究推進センター長</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	

附 則 (教規程第9号)

この規程は平成28年4月1日から施行する。